

平成21年度決算に基づく資金不足比率の概要

資金不足比率とは、公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に対する比率です。営業収益に相当する収入を事業規模としていることから、この比率が高いほど事業の収入で資金不足を解消することが難しく、経営が悪化していると考えられます。

平成20年度決算からは経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めることが義務付けられており、平成21年度に「宅地造成事業費特別会計」及び「針テラス事業特別会計」において経営健全化計画を策定しました。

会計の名称	年度	資金不足額 A (単位：千円)	事業規模 B (単位：千円)	資金不足比率 A/B (単位：%)	経営健全化 基準 (単位：%)
水道事業会計	21	—	7,947,855	—	20.0
	20	—	8,065,697	—	
病院事業会計	21	—	6,448,287	—	
	20	—	5,568,423	—	
宅地造成事業費特別会計	21	1,139,445	3,295,202	34.5	
	20	1,144,882	3,734,690	30.6	
下水道事業費特別会計	21	—	3,860,339	—	
	20	—	3,869,428	—	
針テラス事業特別会計	21	167,440	50,000	334.8	
	20	138,246	50,000	276.4	
簡易水道事業特別会計	21	—	169,986	—	
	20	—	179,101	—	

【備考】 資金不足比率は、資金不足額がない場合、「—」と記載しています。

平成21年度決算では、前年度決算に引き続き2会計において資金不足が生じ、資金不足比率が経営健全化基準以上の結果となりました。

宅地造成事業費特別会計については、平成21年度に策定した経営健全化計画に基づき、第三セクター等改革推進債を利用した一般会計からの繰出しにより平成22年度に清算します。

また、針テラス事業特別会計については、資金不足の要因となっている土地使用料の滞納額がさらに増加したことにより、「29,194千円」の資金不足額の増額となりました。なお、使用料の支払いを求めた裁判が平成22年度中に結審する予定であることから、経営健全化計画に基づき同会計の資金不足が解消されることを見込んでおります。